

香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年7月13日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第55号

香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

香川県事務処理の特例に関する条例（平成11年香川県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																
<p>(市町が処理する事務の範囲等)</p> <p>第2条 略</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="174 651 1055 1026"><thead><tr><th>事</th><th>務</th><th>市</th><th>町</th></tr></thead><tbody><tr><td>1～3</td><td>略</td><td></td><td></td></tr><tr><td>4</td><td>略</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td>(1)～(3)</td><td>略</td><td></td><td></td></tr><tr><td>(4)</td><td>政令第13条第2項の規定による報告</td><td></td><td></td></tr><tr><td>5～55</td><td>略</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	事	務	市	町	1～3	略			4	略	略		(1)～(3)	略			(4)	政令第13条第2項の規定による報告			5～55	略			<p>(市町が処理する事務の範囲等)</p> <p>第2条 別表第1の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町が処理することとする。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1160 651 2040 1026"><thead><tr><th>事</th><th>務</th><th>市</th><th>町</th></tr></thead><tbody><tr><td>1～3</td><td>略</td><td></td><td></td></tr><tr><td>4</td><td>消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号。以下この項において「法」という。）及び消費生活用製品安全法施行令（昭和49年政令第48号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</td><td>丸亀市</td><td>善通寺市</td></tr><tr><td>(1)～(3)</td><td>略</td><td></td><td></td></tr><tr><td>(4)</td><td>政令第10条第2項の規定による報告</td><td></td><td></td></tr><tr><td>5～55</td><td>略</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	事	務	市	町	1～3	略			4	消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号。以下この項において「法」という。）及び消費生活用製品安全法施行令（昭和49年政令第48号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	丸亀市	善通寺市	(1)～(3)	略			(4)	政令第10条第2項の規定による報告			5～55	略		
事	務	市	町																																														
1～3	略																																																
4	略	略																																															
(1)～(3)	略																																																
(4)	政令第13条第2項の規定による報告																																																
5～55	略																																																
事	務	市	町																																														
1～3	略																																																
4	消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号。以下この項において「法」という。）及び消費生活用製品安全法施行令（昭和49年政令第48号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	丸亀市	善通寺市																																														
(1)～(3)	略																																																
(4)	政令第10条第2項の規定による報告																																																
5～55	略																																																

附 則

この条例は、公布の日から施行する。